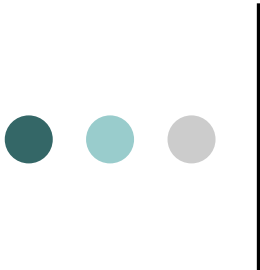




# 障害者自立支援法に関する 事業者説明会資料

平成20年12月19日

栃木県保健福祉部障害福祉課



## 障害者自立支援法に関する事業者説明会資料 目次

次期県障害福祉計画等について	1
栃木県障害者計画次期計画骨子(案)	1
栃木県障害福祉計画(第二期計画)における圏域ビジョン(案)	9
栃木県障害福祉計画(第二期計画)サービス見込み量(速報値)	22
事業者の指定方針について	25
実地指導時の留意点について	29
グループホーム・ケアホーム整備推進事業事務処理スケジュール	40

# 栃木県障害者計画次期計画骨子(案) 〔概要〕

## 第1部 総論

### I 計画策定の趣旨

- 1 計画策定に至る経緯
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本目標
- 5 基本的方向
- 6 施策体系
- 7 障害保健福祉圏域の設定

### II 本県における障害者の現状

- 1 身体障害者
- 2 知的障害者
- 3 精神障害者
- 4 難病患者
- ☆5 発達障害者
- ☆6 高次脳機能障害者

障害者計画…障害者基本法に基づく障害者施策の基本的事項を定める中長期的計画であり、計画期間は6年間(H21-H26)

障害福祉計画…障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに関する計画であり、計画期間は3年間(H21-H23)

次期計画は、この二つを合わせた計画としています。

計画の基本目標を

**『障害者の自立と社会参加』**とし、

- 「生きる」を支援する
- 「暮らす」を支援する
- 「働く」を支援する
- 「楽しむ」を支援する
- 「共に生きる」地域づくり

の5つの基本的方向に基づき、施策の展開を図ります。

## 第2部 栃木県障害者計画

### I 「生きる」を支援する

#### 1 相談支援体制の充実

##### 【施策の展開】

- (1) 地域生活を支える相談支援ネットワークの構築
  - 地域のケアマネジメントの推進
  - ☆ 相談支援専門員連絡協議会の設置
  - ☆ サービス管理責任者と相談支援専門員のネットワーク
  - 医療機関と相談支援専門員のネットワーク
  - 障害のある人に対する正しい知識の促進
- (2) 地域における相談支援体制の充実
  - ☆ 相談支援専門員の人材育成
  - 当事者団体や家族会等との連携
  - 相談員の能力の向上と連携促進
  - ボランティアの育成
- (3) 広域的な相談支援体制の整備
  - とちぎリハビリテーションセンターにおける専門的支援
  - 健康福祉センターや精神保健福祉センターとの連携強化
  - 児童相談所との連携

#### 2 保健医療体制の充実

##### 【施策の展開】

- (1) 障害者への医療体制の充実
  - 障害者の健康診査等体制の充実
  - 健康維持のための保健活動の強化
  - 専門医療受診機会の促進
- (2) 医療リハビリテーションの充実
  - 医療リハビリテーション施設の整備促進
  - 急性期から回復期、維持期への連携体制の推進
  - 地域リハビリテーションの推進
  - とちぎリハビリテーションセンター実施体制の整備
- (3) 精神保健・医療体制の充実
  - 精神科救急医療体制の充実
  - 精神障害者の社会復帰に向けた医療的支援の充実
  - 相談体制の充実
- (4) 難病患者支援体制の充実
  - 治療研究事業の充実
  - 相談支援・情報提供の充実
  - 居宅生活支援の充実

## 第2部 栃木県障害者計画

### I 「生きる」を支援する

#### 3 発達障害者・高次脳機能障害者への支援

##### 【施策の展開】

##### (1) 発達障害者支援体制の充実

- ☆発達障害者支援センターの専門機能の充実
- ☆発達障害者を支援する人材の育成
- ☆地域支援体制の整備
- ☆専門医療機関の確保
- ☆ライフステージを通じた支援体制の整備

##### (2) 高次脳機能障害者への支援の充実

- ☆高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援体制の整備
- ☆高次脳機能障害等に対応できる障害福祉サービス等の拡充
- ☆障害者就業・生活支援センターにおける支援施策の充実

#### 4 療育体制の充実・強化

##### 【施策の展開】

##### (1) 早期発見・早期療育の推進

- 乳幼児健診・療育システムの推進
- 療育関係機関の連携強化

##### (2) 療育関係機関の充実

- 医療機関における療育指導の推進
- 児童デイサービス事業の充実
- 保育園・幼稚園における障害児保育等の促進
- 重症心身障害児(者)通園事業の充実
- 療育機関等への支援

#### 5 多様な教育機会の確保

##### 【施策の展開】

##### (1) 発達障害児支援の充実

- 校内支援体制の充実
- ☆特別支援学校の地域におけるセンター的機能を活用した支援
- 幼稚園、保育所、小・中学校や高等学校等の連携の推進
- 特別支援教育に関する研修の充実

##### (2) 特別支援学校における教育の充実

- ☆様々な障害に対応することができる体制づくりの推進
- 交流及び共同学習の充実
- ☆地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実
- 教職員の専門性の向上

##### (3) 特別支援学校における職業教育・進路指導の充実

- 職業教育の推進
- 進路指導体制の充実

## 第2部 栃木県障害者計画 Ⅱ 「暮らす」を支援する

### 1 日常生活を支えるサービス基盤の確保

#### 【施策の展開】

- (1) 各種サービス制度の普及と促進
  - 手帳制度の普及と推進
  - 各種制度の促進
  - ☆ 身体障害者補助犬制度の普及と推進
  - ☆ 福祉有償運送制度の普及促進
- (2) コミュニケーション支援施策の充実
  - 情報通信技術を活用した支援の促進
  - 手話通訳者等の養育成・派遣
- (3) 障害者のニーズに応じた情報提供機能の整備
  - 障害者への福祉サービス情報提供の充実
  - 障害特性に応じた情報の提供
- (4) サービス評価の推進と評価情報の公表
  - 第三者評価と評価結果公表の促進
  - 苦情対応機能の充実

### 2 地域の中での多様な暮らし方の推進

#### 【施策の展開】

- (1) グループホーム、ケアホームの設置促進等
  - グループホーム、ケアホームの設置促進
  - 世話人等の研修の推進
- (2) 地域でのサービスの充実
  - ★ 日中活動系サービスの充実
  - ☆ 地域生活移行の促進
  - ☆ 精神障害者地域移行支援特別対策事業の促進
- (3) 在宅サービスの確保・充実
  - ホームヘルプサービスの充実
- (4) 在宅サービスの質の向上
  - 自己評価の促進
  - 利用者と事業者によるサービス検証の促進
  - 第三者評価の実施促進
  - 苦情対応機能の充実
- (5) 施設サービスの充実
  - 施設サービスの質の向上
  - 施設の充実
  - 利用者のプライバシー確保

## 第2部 栃木県障害者計画

### 1 一般就労の促進

#### 【施策の展開】

- (1) 職業生活へのサポートの推進
  - 職業相談の充実
  - 障害者就業・生活支援センターの充実
  - 職場適応援助者(ジョブコーチ)事業の活用の促進
- (2) 技術・技能の教育・訓練の促進
  - 技術習得訓練の場の確保
  - 精神障害者社会適応訓練による就労の促進
  - 障害者技能競技大会(アビリンピック)への参加促進
- (3) 雇用の促進
  - 雇用率制度の周知
  - 職場環境の改善
  - 障害者雇用の周知・啓発
  - 障害者合同就職面接会の開催

### 1 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

#### 【施策の展開】

- (1) 文化活動の推進
  - 活動機会の拡充
  - 指導者の充実
  - 発表機会の確保
- (2) スポーツ活動の促進
  - 障害者スポーツの普及と指導員の養成
  - 活動機会の拡充
  - スポーツ大会の開催
- (3) レクリエーション活動の促進
  - 活動機会の拡充

## Ⅲ 「働く」を支援する

### 2 福祉的就労の充実

#### 【施策の展開】

- (1) 福祉的就労における工賃向上の取り組み
  - ☆ 就労支援事業所等の意識改革の促進
  - ☆ 官公需・企業発注の促進
  - 栃木県授産事業振興センターの活用
  - ☆ 地域での支援体制の構築

## Ⅳ 「楽しむ」を支援する

### 2 地域との交流の促進

#### 【施策の展開】

- (1) 障害者と地域住民との交流の促進
  - 障害者の地域活動への参加
- (2) 障害者の社会参加の促進
  - 障害者社会参加推進センターの活動の充実

## 第2部 栃木県障害者計画

### V 「共に生きる」地域づくり

#### 1 障害及び障害者に対する正しい理解の促進

##### 【施策の展開】

##### (1) 啓発活動の推進

- 「障害者週間」の周知・啓発
- 各種メディアによる障害理解の啓発
- 各種イベントの開催
- 精神保健福祉に関する普及啓発の実施

##### (2) 学校・地域での福祉体験・福祉教育の推進

- 福祉教育の推進
- 体験活動等の推進
- 交流教育推進事業の実施
- 学校間連携による指導者の研修

##### (3) 障害者の人権尊重の促進

- 正しい障害者理解による人権尊重の促進
- ☆「障害者の権利に関する条約」への対応

##### (4) 障害者団体への支援

- 親の会、家族会、育成会等の充実

#### 2 判断支援と権利擁護の促進

##### 【施策の展開】

##### (1) 日常生活自立支援事業の利用促進

- ☆日常生活自立支援事業の普及・啓発促進
- 関係機関等との連携強化
- 自立生活支援専門員・生活支援員の資質向上

##### (2) 成年後見制度の利用促進

- 自己決定を尊重した成年後見制度の活用
- 利用しやすい仕組みの促進

#### 3 地域福祉活動の充実

##### 【施策の展開】

##### (1) 地域福祉活動の促進

- 地域福祉計画策定の促進
- 推進体制の整備促進
- 住民活動の促進
- 地域福祉基金の効果的活用
- 生活福祉基金の活用

##### (2) 地域資源の有効活用の促進

- 地域資源の有効活用の促進

## 第2部 栃木県障害者計画 V 「共に生きる」地域づくり

### 4 福祉にかかわる人材の養成、確保

#### 【施策の展開】

- (1) 福祉を支える人材の養成・確保
  - 福祉人材の養成・確保
- (2) 福祉にかかわる人材の資質向上
  - 福祉関係職員の資質向上のための研修の実施
- (3) 障害児にかかわる教職員の資質向上

### 6 暮らしの安全、安心の確保

#### 【施策の展開】

- (1) 災害時要援護者支援対策の促進
  - ☆要援護者情報の把握及び避難支援体制の整備促進
  - ☆福祉避難所の確保等の促進
  - ☆市町村災害時要援護者避難支援計画策定の促進
- (2) 障害者支援施設等の安全対策
  - 震災対策の促進
  - 防火対策の促進
  - 緊急連絡体制の確保
  - 夜間体制の整備
  - 施設の弾力的運用
- (3) 犯罪被害、悪質商法被害防止対策の促進
  - ☆地域ぐるみの犯罪被害、悪質商法被害防止体制の整備
  - ☆障害者が自らを守る力の育成
  - ☆障害者と直接接する機会の多い人達への情報提供

### 5 ユニバーサルデザインのまちづくり

#### 【施策の展開】

- (1) ユニバーサルデザインの普及・啓発
  - ユニバーサルデザインの普及・啓発
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくりの促進
  - ひとにやさしいまちづくり推進協議会の活動促進
  - バリアフリーに関する情報提供の充実
- (3) 移動・交通におけるバリアフリー化の促進
  - 公共交通における施設整備等の促進
  - 歩道等におけるバリアフリー化の促進
- (4) 建築物・施設のバリアフリー化の促進
  - ひとにやさしいまちづくり条例適合建築物等の設置促進
  - 公共的施設等のバリアフリー化の促進
  - ☆「思いやり駐車スペース」つぎつぎ事業の促進
  - 住宅のバリアフリー化の促進

## 第3部 障害福祉計画

### I 本県における障害福祉サービスの現状と課題

- 1 障害福祉サービスの体系
- 2 本県の障害福祉サービスの利用状況

### II 平成23年度の目標値

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3 福祉施設から一般就労への移行等

### III 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込み、その見込量確保のための方策

### IV 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

### V 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保並びに資質の向上のために講じる措置

### VI 本県の地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 栃木県自立支援協議会と障害者相談支援アドバイザー事業
- 2 障害者就業・生活支援センター事業
- 3 発達障害者支援センター「ふおーゆう」運営事業
- 4 高次脳機能障害支援普及事業

### VII 圏域ビジョン

#### 平成23年度の目標値

##### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- H17.10.1の入所者数の15% (410人程度)の移行
- H17.10.1入所定員総数を、10% (270人相当)減少

##### 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 受入条件が整えば退院可能な精神障害者を670人程度移行
- ##### 福祉施設から一般就労への移行等
- 福祉施設を退所し一般就労する者の数を120人に増加

# 栃木県障害福祉計画(第二期計画) における圏域ビジョン(案) [概要]

栃木県障害福祉計画(第二期計画)の策定にあたって、県内6障害保健福祉圏域ごとに、県と市町による圏域調整会議を開催し、各圏域の課題及び将来の方向性について検討を行った。

## 【指定障害福祉サービス】

- すべての圏域で全般的なサービス基盤の不足を挙げられたが、特に短期入所、児童デイサービス及び精神障害者に係る日中活動の場の不足を指摘。
- 県西及び県北の山間地で訪問系事業所が絶対的に不足しているとの指摘や、事業所の偏在及び公共交通機関の不足によって就労支援サービス等の利用が困難であるとの指摘。

## 【地域生活支援事業】

- 広域的な自立支援協議会を設置している県東を除き、構成市町が多い県南及び県北では、圏域内で地域生活支援事業の取扱いを統一できないかとの指摘。
- 相談支援事業については、地域生活移行者を含んだ障害者等の地域での生活を支える基礎的なサービスとして充実すべきとの指摘。

## 【県及び他圏域との連携】

- 市町間の連携を促進するための広域的な調整機能、発達障害者支援や就労支援などの専門的機能、及び各種研修や事業者指導を通じた人材育成に係る機能などを県に求めている。
- 身近な地域で基本的なサービスの提供を受けられる体制を整備していくため、他の圏域との補完や連携にも十分な配慮が必要。

なお、圏域ビジョンにおけるサービスの見込み量については、身近な地域でのサービス基盤について検討するとの観点から、施設入所支援及び療養介護を除いた。

# 1 宇都宮障害保健福祉圏域 —圏域の課題と展望①—

宇都宮障害保健福祉圏域



	交付者数等	県全体に占める割合
人口 ※1	507,002人	25.2%
身体障害者手帳交付者 ※2	13,030人	20.2%
療育手帳交付者 ※2	2,580人	22.3%
精神障害者保健福祉手帳交付者 ※3	1,536人	28.0%

※1 平成20年4月1日現在(栃木県毎月人口推計結果)

※2 平成20年4月1日現在(栃木県障害福祉課)

※3 平成20年3月31日現在(栃木県障害福祉課)

## 【訪問系サービス】

- 今後の利用者数の増加を見込んだ場合、提供事業所数が不足することが予想される。特に、県内の中核都市として他圏域からのサービス利用需要が最も高い地域であり、総合的なサービス量のみならず行動援護や医療的ケアが可能な短期入所など、サービス種別の充実も課題となる。

## 【日中活動系サービス(介護給付)】

- 生活介護については、現在も圏域内のサービス提供基盤が不足しており、計画値の達成には他圏域でのサービス利用が必要である。また、当該圏域における児童デイサービス事業所の指定はないが、県立及び市立の肢体不自由児通園施設(定員60人)、知的障害児通園施設(定員90人)が障害児の療育について役割を果たしている。

## 【日中活動系サービス(訓練等給付)】

- 圏域内のサービス提供基盤は不足気味であり、特に就労継続支援A型などを含め、市と事業者の密接な連携が必要である。

# 1 宇都宮障害保健福祉圏域 —圏域の課題と展望②—

〔表〕宇都宮障害保健福祉圏域における平成21～23年度のサービス見込量

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(実績/第二期見込み)a	274	305	335	365
		H20事業所数b	87			
		平均利用者数a/b-c	3.1			
		必要事業所数b-a/c		10	19	29
短期入所	利用者数(実績/第二期見込み)a	30	31	33	36	
		H20定員b	48			
		平均利用者数a/b-c	0.6			
		必要定員b-a/c		2	5	10
介護給付	生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a	334	416	508	600
		H20定員b	222			
		必要定員a-b		194	286	378
	児童デイサービス	利用者数(実績/第二期見込み)a	118	121	124	129
	H20定員b	0				
	平均利用者数a/b-c	-				
	必要定員b-a/c		121	121	121	
日中活動系 ※ 訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a	4	6	9	12
		H20定員b	6			
		必要定員a-b		0	3	6
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a	37	55	74	92
		H20定員b	54			
		必要定員a-b		1	20	38
	就労移行支援	利用者数(実績/第二期見込み)a	61	82	104	126
		H20定員b	74			
		必要定員a-b		8	30	52
	就労継続支援(A型)	利用者数(実績/第二期見込み)a	0	16	32	48
		H20定員b	0			
		必要定員a-b		16	32	48
就労継続支援(B型)	利用者数(実績/第二期見込み)a	71	145	218	292	
	H20定員b	74				
	必要定員a-b		71	144	218	
居住系	共同生活援助 共同生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a	222	250	280	310
		H20定員b	287			
		必要定員a-b		-37	-7	23
相談支援	サービス利用 計画作成費	利用者数(実績/第二期見込み)a	0	31	34	37
		H20事業所数b	6			
		平均利用者数a/b		5	6	6

地域資源の状況  
(H20.8.1定員)

生活介護、身体更生(入・通)、身体障害(入・通)、知的更生(入・通)

512

新体系、身体授産(入・通)、知的授産(入・通)、精神授産(入・通)、精神授産寮

H23利用見込み計  
570 ← 439

## 【居住系サービス】

- 共同生活住居については、圏域内のサービス提供基盤によって見込量を概ね達成することが可能であると考えられる。今後とも、事業者に対する国の補助制度や県及び福祉医療機構の融資制度の周知を行い、計画的な整備を推進していく必要がある。

## 【相談支援】

- 宇都宮市は障害関係施設も多く、当事者等の団体活動も活発であるとともに、医療機関や県の専門機関も充実している。また、県内でも交通機関が最も発達している地域であることから、これらの豊富な社会資源を適切に組み合わせることにより、障害者の望む暮らしを支援することが可能な地域であるといえる。

- 地域自立支援協議会については全体会議と相談支援部会が設置されている。相談支援部会では研修会等を実施し、相談支援専門員の質の向上に努めている。今後は、ケア会議を通して、サービス事業者等の関係機関との連携を図りつつ、地域の課題を自立支援協議会に吸い上げながら、障害者の地域生活を支えるネットワークの構築を目指すことが期待される。

※ 当該圏域における日中活動系サービスの平成23年度見込量の充足可能性を以下により検討。(他圏域においても同様)

生活介護:平成23年度サービス見込量の利用者数と、平成20年8月1日時点の生活介護、身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設の指定定員数を比較

訓練等給付:平成23年度サービス見込量の利用者数と、平成20年8月1日時点の自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設、精神障害者援護寮の指定定員数を比較。

## 2 県西障害保健福祉圏域 —圏域の課題と展望①—

県西障害保健福祉圏域



	交付者数等	県全体に占める割合
人口 ※1	201,996人	10.0%
身体障害者手帳交付者 ※2	7,449人	11.6%
療育手帳交付者 ※2	1,303人	11.3%
精神障害者保健福祉手帳交付者 ※3	605人	11.0%

※1 平成20年4月1日現在(栃木県毎月人口推計結果)

※2 平成20年4月1日現在(栃木県障害福祉課)

※3 平成20年3月31日現在(栃木県障害福祉課)

### 【訪問系サービス】

- 今後の利用量の増加を見込んだ場合、提供事業所数が不足することが予測される。短期入所については、現在と同程度の利用状況を想定した場合、サービス提供定員として9人分(24.3%)の増が必要であり、また、中山間地域での居宅介護等の基盤整備が課題である。

### 【日中活動系サービス(介護給付)】

- 生活介護については、現状で圏域内のサービス提供が不足しているが、今後の新体系移行によって必要量が充足されるものと考えられる。児童デイサービスについては、定員数として7人分の増加が必要であり、計画的な受け入れ態勢の整備が検討される必要がある。

### 【日中活動系サービス(訓練等給付)】

- 圏域内のサービス提供基盤は見込み量を上回り、計画値を達成することは可能であると考えられる。ただし、就労継続支援A型の開設など、利用者のニーズや状態像にあわせた新体系移行となるよう、市町と事業者の密接な連携が重要である。

## 2 県西障害保健福祉圏域 ー圏域の課題と展望②ー

〔表〕県西障害保健福祉圏域における平成21～23年度のサービス見込量

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20事業所数b 平均利用者数a/b-c 必要事業所数b-a/c	100 23 4.3 3	111	120	130
	短期入所	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 平均利用者数a/b-c 必要定員b-a/c	30 45 0.7 2	31	33	36
	生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	148 70 101	171	188	205
	児童デイサービス	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 平均利用者数a/b-c 必要定員b-a/c	118 77 1.5 2	121	124	129
日中活動系	自立訓練(機能訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	0 0 2	2	4	7
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	7 0 9	9	12	16
	就労移行支援	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	14 15 3	18	21	24
	就労継続支援(A型)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	0 0 2	2	6	8
	就労継続支援(B型)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	78 62 23	85	117	144
	共同生活援助 共同生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	88 97 20	117	137	151
	サービス利用 計画作成費	利用者数(実績/第二期見込み)a H20事業所数b 平均利用者数a/b	0 5 2	11	13	19
					3	4

地域資源の状況  
(H20.8.1定員)

生活介護、身障更生  
(入・通)、身障療養  
(入・通)、知的更生  
(入・通)

417

新体系、身障授産  
(入・通)、知的授産  
(入・通)、精神授産  
(入・通)、精神授産

H23利用見込み計  
199 ← 377

### 【居住系サービス】

- 共同生活住居については、現状で圏域内の需要を上回っているが、今後とも事業者に対する国の補助制度や県及び福祉医療機構の融資制度の周知を行い、計画的な整備を推進していく必要がある。

### 【相談支援】

- 本圏域は県土の3分の1を占めており、中山間地域の割合も高いことから、委託指定相談支援事業者は、他の圏域と比較して訪問業務に時間を要するなどの問題がある。
- また、限られた障害福祉サービス基盤のもとで活動していることから、直接的な支援を一定期間代替しなければならない場合があるほか、相談者との信頼関係の構築や地域社会との協力体制づくりなどに時間をかけて関わっていく必要もある。
- そこで、本圏域においては、相談支援の過程から抽出される様々な地域課題の共有化と地域の特色を踏まえた地域ネットワークの構築が特に期待される。

### 3 県東障害保健福祉圏域 —圏域の課題と展望①—

県東障害保健福祉圏域



	交付者数等	県全体に占める割合
人口 ※1	152,243人	7.6%
身体障害者手帳交付者 ※2	5,256人	8.2%
療育手帳交付者 ※2	1,001人	8.7%
精神障害者保健福祉手帳交付者 ※3	307人	5.6%

※1 平成20年4月1日現在(栃木県毎月人口推計結果)

※2 平成20年4月1日現在(栃木県障害福祉課)

※3 平成20年3月31日現在(栃木県障害福祉課)

#### 【訪問系サービス】

- 今後の利用量の増加を見込んだ場合、提供事業所数が不足することが予測される。特に短期入所については、現在と同程度の利用状況を想定した場合、サービス提供定員として概ね倍増(+86.7%)が必要であり、事業者に対する誘導が不可欠である。

#### 【日中活動系サービス(介護給付)】

- 生活介護については、圏域内で必要サービス量が確保されておらず、今後とも他圏域のサービス基盤の利用が継続される。児童デイサービスについても、短期入所と同様サービス提供定員として8人分(+53.3%)が必要であり、計画的な受け入れ態勢の整備が検討される必要がある。

#### 【日中活動系サービス(訓練等給付)】

- 圏域内のサービス提供基盤がわずかに見込み量を下回るが、概ね計画値を達成することは可能であると考えられる。ただし、就労継続支援A型の開設など、利用者のニーズや状態像にあわせた新体系移行となるよう、市町と事業者の密接な連携が重要である。

### 3 県東障害保健福祉圏域 —圏域の課題と展望②—

〔表〕県東障害保健福祉圏域における平成21～23年度のサービス見込量

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
訪問系	利用者数(実績/第二期見込み)a	78	92	104	116	
	H20事業所数b	25				
	平均利用者数a/b-c	3.1				
	必要事業所数b-a/c		4	8	12	
短期入所	利用者数(実績/第二期見込み)a	30	42	47	55	
	H20定員b	15				
	平均利用者数a/b-c	2.0				
	必要定員b-a/c		6	9	13	
生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a	114	160	193	218	
	H20定員b	91				
	必要定員a-b		69	102	127	
	利用量(実績/第二期見込み)a	20	28	29	31	
児童デイサービス	H20定員b	15				
	平均利用者数a/b-c	1.3				
	必要定員b-a/c		6	7	8	
	自立訓練(機能訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a	0	3	3	4
H20定員b		0				
必要定員a-b			3	3	4	
自立訓練(生活訓練)		利用者数(実績/第二期見込み)a	3	8	9	12
	H20定員b	6				
	必要定員a-b		2	3	6	
	就労移行支援	利用者数(実績/第二期見込み)a	35	41	45	52
H20定員b		30				
必要定員a-b			11	15	22	
就労継続支援(A型)		利用者数(実績/第二期見込み)a	0	2	3	7
	H20定員b	0				
	必要定員a-b		2	3	7	
	就労継続支援(B型)	利用者数(実績/第二期見込み)a	43	60	100	111
H20定員b		40				
必要定員a-b			20	60	71	
居住系		共同生活援助 共同生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a	79	93	108
	H20定員b	68				
	必要定員a-b		25	40	55	
相談支援	サービス利用 計画作成費	利用者数(実績/第二期見込み)a	4	14	24	36
	H20事業所数b	4				
	平均利用者数a/b		4	6	9	

地域資源の状況  
(H20.8.1定員)

生活介護、身障更生  
(入・通)、身障療養  
(入・通)、知的更生  
(入・通)

176

新体系、身障授産  
(入・通)、知的授産  
(入・通)、精神授産  
(入・通)、精神授産

H23利用見込み計  
186

#### 【居住系サービス】

- 共同生活住居については、現状でも圏域内の需要が定員を上回っており、今後住居あたりの定員を6人とした場合、9箇所程度の新設が必要となる。そのためには、事業者に対する国の補助制度や県及び福祉医療機構の融資制度の周知を充分行っていく必要がある。

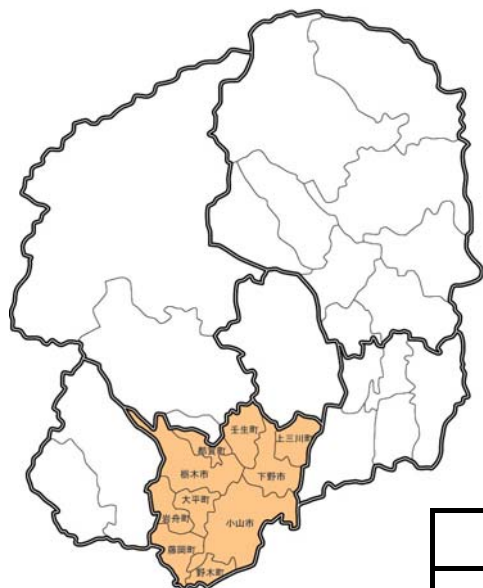
#### 【相談支援】

- 宇都宮市外1市2町が他圏域に移管されたことにより、芳賀地区の1市4町により新たに圏域が構成されることになった。芳賀地区はハローワーク真岡(真岡市)や益子特別支援学校(益子町)の学区とも一致しており、自立支援協議会も広域設置されている。このように関係機関同士の連携がしやすいことから、適切なケアマネジメントを実施しやすい地域であるといえる。

- 広域設置されている地域自立支援協議会は全体会議と検討会議という重層構造になっており、活発な議論が展開されている。加えて「就労支援部会」や「すこやか発達部会」も設置されており、今後、指定相談支援事業者を核とした、こどもから大人までの一貫した支援が受けられる地域ネットワーク構築を目指した地域自立支援協議会の運営が期待される。

## 4 県南障害保健福祉圏域 —圏域の課題と展望①—

県南障害保健福祉圏域



	交付者数等	県全体に占める割合
人口 ※1	478,953人	23.8%
身体障害者手帳交付者 ※2	15,944人	24.8%
療育手帳交付者 ※2	2,765人	23.9%
精神障害者保健福祉手帳交付者 ※3	1,253人	22.9%

※1 平成20年4月1日現在(栃木県毎月人口推計結果)

※2 平成20年4月1日現在(栃木県障害福祉課)

※3 平成20年3月31日現在(栃木県障害福祉課)

### 【訪問系サービス】

- 今後の利用量の増加を見込んだ場合、提供事業所数が不足することが予測される。特に、短期入所については、現在と同程度の利用状況を想定した場合、サービス提供定員として31人分(+47.0%)の増が必要であり、事業者に対する誘導が不可欠である。

### 【日中活動系サービス(介護給付)】

- 生活介護については、今後の新体系移行によって必要量が充足されるものと考えられる。児童デイサービスについては、定員数として43人分の増加が必要であり、計画的な受け入れ態勢の整備が検討される必要がある。

### 【日中活動系サービス(訓練等給付)】

- 圏域内のサービス提供基盤がわずかに見込み量を下回るが、概ね計画値を達成することは可能であると考えられる。ただし、利用者のニーズや状態像にあわせた新体系移行となるよう、市町と事業者の密接な連携が重要である。

## 4 県南障害保健福祉圏域 ー圏域の課題と展望②ー

### 【居住系サービス】

- 共同生活住居については、現状でも圏域内の需要が定員を上回っており、今後住居あたりの定員を6人とした場合、12箇所程度の新設が必要となる。そのためには、事業者に対する国の補助制度や県及び福祉医療機構の融資制度の周知を充分行っていく必要がある。

### 【相談支援】

- 本圏域は県内でもサービス基盤が比較的充実している上、JR線や東武鉄道といった公共交通機関の利用が可能である。そこで他圏域と比較して圏域内のサービス基盤を利用しやすい環境も整っているといえる。
- しかし、圏域を構成する市町が3市7町に渡っていることもあり、関係機関が一堂に会して情報交換等を行なう機会が少なく、連携が十分とはいえない。そこで今後は、障害者の相談支援を通じた連携を深め、現在あるサービス基盤に単に利用者を当てはめるのではなく、利用者の潜在的なニーズを把握するような取組が一層重要になるものと思われる。
- 栃木市を除く全市町で設置されている地域自立支援協議会の中には、既に全体会議と事務局会議を重層的に運営している協議会や障害者の生活を切り口にした部会（住まいや暮らし）や身体、知的、精神、児童等種別ごとの部会を立ち上げ活発に意見交換している協議会もある。今後活動が本格化する協議会についても、ケア会議を重ねていく中で、抽出される地域の課題を丁寧に協議しつつ、地域ネットワークを深めていくことが求められる。

〔表〕県南障害保健福祉圏域における平成21～23年度のサービス見込量

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20事業所数b 平均利用者数a/b=c 必要事業所数b-a/c	307 60 5.1	335	363	393
	短期入所	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 平均利用者数a/b=c 必要定員b-a/c	77 66 1.2	94	103	113
	生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	406 389	528	635	743
	児童デイサービス	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 平均利用者数a/b=c 必要定員b-a/c	328 199 1.6	353	375	399
日中活動系	自立訓練(機能訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	1 0	2	4	8
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	66 69	79	94	124
	就労移行支援	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	50 53	73	93	125
	就労継続支援(A型)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	19 18	26	34	40
	就労継続支援(B型)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	161 178	244	310	377
	共同生活援助 共同生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	190 157	228	264	293
	サービス利用 計画作成費	利用者数(実績/第二期見込み)a H20事業所数b 平均利用者数a/b	8 13	41	53	66
	相談支援			3	4	5

地域資源の状況 (H20.8.1定員)

生活介護、身障更生(入・通)、身障療護(入・通)、知的更生(入・通) → 739

新体系、身障授産(入・通)、知的授産(入・通)、精神授産(入・通)、精神授産(入・通) → 609

H23利用見込み計 674 → 609



## 5 県北障害保健福祉圏域 ー圏域の課題と展望②ー

〔表〕県北障害保健福祉圏域における平成21～23年度のサービス見込量

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
訪問系	訪問系 (在宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20事業所数b 平均利用者数a/b=c 必要事業所数b-a/c	733 47 2.8 5	147	164	185
	短期入所	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 平均利用者数a/b=c 必要定員b-a/c	80 92 0.9 23	100	112	127
	生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	249 501 -99	402	484	594
	児童デイサービス	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 平均利用者数a/b=c 必要定員b-a/c	155 100 1.6 21	187	190	192
日中活動系	自立訓練(機能訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	2 10 -7	3	4	7
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	25 50 -7	63	71	78
	就労移行支援	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	83 213 -110	103	117	139
	就労継続支援(A型)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	0 0 9	9	10	16
	就労継続支援(B型)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	87 184 -1	183	211	328
	共同生活援助 共同生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	186 246 -43	203	231	263
	サービス利用 計画作成費	利用者数(実績/第二期見込み)a H20事業所数b 平均利用者数a/b	4 14 1	20	25	36
	相談支援				2	3

地域資源の状況  
(H20.8.1定員)

生活介護、身障更生  
(入・通)、身障療養  
(入・通)、知的更生  
(入・通)

898

新体系、身障授産  
(入・通)、知的授産  
(入・通)、精神授産  
(入・通)、精神授産寮

H23利用見込み計

568 ← 687

### 【居住系サービス】

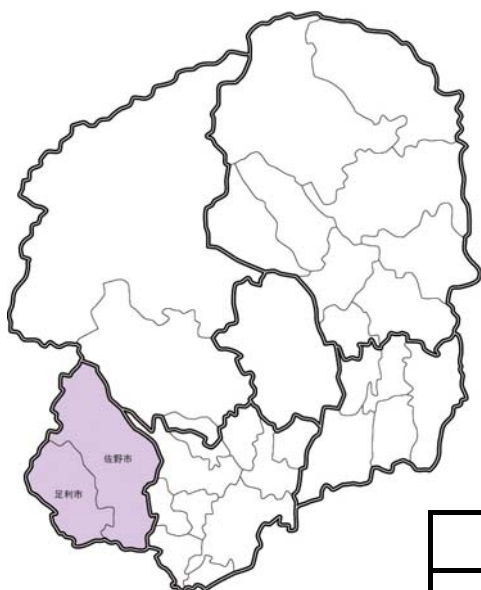
- 共同生活住居については、他圏域利用者の流入分を相当数まかなっていない。今後とも、事業者に対する国の補助制度や県及び福祉医療機構の融資制度の周知を行い、計画的な整備を推進していく必要がある。

### 【相談支援】

- 県土の3分の1強の面積を占める本圏域は、塩谷、那須、南那須の3広域行政圏で構成されており、加えて公共交通機関にも恵まれていないことから、サービス利用にも制約がある。
- このような地域においては、相談支援にあたっては地域の社会資源を上手に引き出すケアマネジメントが特に必要であることから、地域自立支援協議会の役割は一層大きいといえる。
- 管内市町の自立支援協議会は、運営会議や作業部会といった重層構造となっており、相談支援専門員等の連絡会議においてケア会議が開かれる体制が整備されているため、地域づくりを目指した地域自立支援協議会の運営が期待される。
- なお、本圏域については、圏域全体での取組に加えて、3広域行政圏を「サブ圏域」として、相談支援事業者等の連絡会が開催されており、今後もこのような枠組みの中で地域ネットワークについて検討されることも期待される。

## 6 両毛障害保健福祉圏域 —圏域の課題と展望①—

両毛障害保健福祉圏域



	交付者数等	県全体に占める割合
人口 ※1	279,807人	13.9%
身体障害者手帳交付者 ※2	8,683人	13.5%
療育手帳交付者 ※2	1,634人	14.1%
精神障害者保健福祉手帳交付者 ※3	1,001人	18.3%

※1 平成20年4月1日現在(栃木県毎月人口推計結果)

※2 平成20年4月1日現在(栃木県障害福祉課)

※3 平成20年3月31日現在(栃木県障害福祉課)

### 【訪問系サービス】

- 今後の利用量の増加を見込んだ場合、提供事業所数が不足することが予測される。特に、短期入所については、現在と同程度の利用状況を想定した場合、サービス提供定員として36人分(+40.0%)の増が必要であり、事業者に対する誘導が不可欠である。

### 【日中活動系サービス(介護給付)】

- 生活介護については、現状では圏域内でサービス量が不足しているが、今後の新体系移行によって必要量が充足されるものと考えられる。児童デイサービスについては、定員数として24人分の増加が必要であり、計画的な受け入れ体制の整備が検討される必要がある。

### 【日中活動系サービス(訓練等給付)】

- 圏域内のサービス提供基盤は大きく見込み量を上回っており、他圏域利用者を含めた基盤としての役割を果たしている。今後とも、利用者のニーズや状態像にあわせた新体系移行となるよう、市町と事業者の密接な連携が重要である。

## 6 両毛障害保健福祉圏域 ー圏域の課題と展望②ー

〔表〕両毛障害保健福祉圏域における平成21～23年度のサービス見込量

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20事業所数b 平均利用者数a/b=c 必要事業所数b-a/c	203 45 4.5 4	219	228	237
	短期入所	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 平均利用者数a/b=c 必要定員b-a/c	43 90 0.5 17	51	55	60
	生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	339 250 282	532	600	754
	児童デイサービス	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 平均利用者数a/b=c 必要定員b-a/c	196 95 2.1 22	241	243	245
日中活動系	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	0 0 1	1	1	1
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	30 28 2	20	20	23
	就労移行支援	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	35 34 1	45	48	55
	就労継続支援 (A型)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	18 30 12	19	21	37
	就労継続支援 (B型)	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	170 162 8	217	236	276
	共同生活援助 共同生活介護	利用者数(実績/第二期見込み)a H20定員b 必要定員a-b	172 222 50	223	237	291
相談支援	サービス利用 計画作成費	利用者数(実績/第二期見込み)a H20事業所数b 平均利用者数a/b	0 7 2	11	13	15

地域資源の状況  
(H20.8.1定員)

生活介護、身障更生  
(入・通)、身障療養  
(入・通)、知的更生  
(入・通)

815

新体系、身障授産  
(入・通)、知的授産  
(入・通)、精神授産  
(入・通)、精神授産  
(入・通)

H23利用見込み計  
392 → 439

### 【居住系サービス】

- 共同生活住居についても、訓練等給付と同様に他圏域利用者の流入分を相当数まかなっている。今後とも、事業者に対する国の補助制度や県及び福祉医療機構の融資制度の周知を行い、計画的な整備を推進していく必要がある。

### 【相談支援】

- 本圏域の相談支援体制については、佐野市地域自立支援協議会では全体会議と幹事会の重層構造となっているほか、足利市では、関係機関が参加する「障害者連絡調整会議」による事例検討が、安足健康福祉センターでは「安足地区精神障害者地域生活支援ネットワーク事業」による精神保健福祉関係者の連携強化が行なわれている。
- サービス基盤が比較的整備されており、管内の関係機関により障害者の生活支援を完結することも可能な地域ではあるが、今後は発達障害や高次脳機能障害といった専門的な分野への相談支援体制についても、圏域を挙げた取組が期待される。

# 栃木県障害福祉計画(第二期計画) サービス見込み量(速報値) ①

※ 平成20年12月1日現在の速報値であり、今後変更する場合がある。

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>23,135</b>	<b>26,649</b>	<b>30,787</b>	-	-	<b>45,559</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	18,361	20,818	22,375	24,365	26,928	29,487
	利用者数(実績/第二期見込み)	1,014	1,062	1,095	1,209	1,314	1,426
	第一期計画との乖離(量)	-21%	-22%	-27%			-35%
	対前年度比(量)	-	13%	7%	9%	11%	10%
生活介護	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>22,242</b>	<b>40,766</b>	<b>51,392</b>	-	-	<b>71,328</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	6,964	20,405	26,531	41,432	49,731	60,565
	利用者数(実績/第二期見込み)	559	1,288	1,590	2,209	2,608	3,114
	第一期計画との乖離(量)	-69%	-50%	-48%			-15%
	対前年度比(量)	-	193%	30%	56%	20%	22%
自立訓練(機能訓練)	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>374</b>	<b>968</b>	<b>1,276</b>	-	-	<b>1,562</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	1	45	108	336	491	780
	利用者数(実績/第二期見込み)	0	3	7	17	25	39
	第一期計画との乖離(量)	-100%	-95%	-92%			-50%
	対前年度比(量)	-	4400%	140%	211%	46%	59%
自立訓練(生活訓練)	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>2,134</b>	<b>5,104</b>	<b>6,864</b>	-	-	<b>9,702</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	1,278	1,951	3,033	4,388	5,324	6,629
	利用者数(実績/第二期見込み)	84	106	168	234	280	345
	第一期計画との乖離(量)	-40%	-62%	-56%			-32%
	対前年度比(量)	-	53%	55%	45%	21%	25%
就労移行支援	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>4,092</b>	<b>8,844</b>	<b>10,560</b>	-	-	<b>13,706</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	1,649	3,529	5,139	7,215	8,607	10,514
	利用者数(実績/第二期見込み)	91	192	278	362	428	521
	第一期計画との乖離(量)	-60%	-60%	-51%			-23%
	対前年度比(量)	-	114%	46%	40%	19%	22%

# 栃木県障害福祉計画(第二期計画) サービス見込み量(速報値) ②

※ 平成20年12月1日現在の速報値であり、今後変更する場合がある。

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
就労継続支援(A型)	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>396</b>	<b>704</b>	<b>1,716</b>	-	-	<b>5,258</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	290	630	695	1,550	2,225	3,289
	利用者数(実績/第二期見込み)	14	33	37	74	106	156
	第一期計画との乖離(量)	-27%	-11%	-59%			-37%
	対前年度比(量)	-	117%	10%	123%	44%	48%
就労継続支援(B型)	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>3,410</b>	<b>6,754</b>	<b>12,298</b>	-	-	<b>30,602</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	4,257	8,030	10,303	16,131	22,055	28,686
	利用者数(実績/第二期見込み)	283	487	610	934	1,192	1,528
	第一期計画との乖離(量)	25%	19%	-16%			-6%
	対前年度比(量)	-	89%	28%	57%	37%	30%
療養介護	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>17</b>	-	-	<b>121</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	-	-	-	-	-	-
	利用者数(実績/第二期見込み)	9	11	10	11	11	20
	第一期計画との乖離(者)	-36%	-21%	-41%			-83%
	対前年度比(者)	-	22%	-9%	10%	0%	82%
児童デイサービス	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>6,350</b>	<b>6,838</b>	<b>7,396</b>	-	-	<b>8,872</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	4,771	4,746	4,334	5,402	5,564	5,752
	利用者数(実績/第二期見込み)	962	922	833	950	983	1,021
	第一期計画との乖離(量)	-25%	-31%	-41%			-35%
	対前年度比(量)	-	-1%	-9%	25%	3%	3%
短期入所	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>4,323</b>	<b>4,958</b>	<b>5,673</b>	-	-	<b>8,290</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	2,251	2,606	2,631	3,380	3,742	4,133
	利用者数(実績/第二期見込み)	298	331	326	398	437	484
	第一期計画との乖離(量)	-48%	-47%	-54%			-50%
	対前年度比(量)	-	16%	1%	28%	11%	10%

# 栃木県障害福祉計画(第二期計画) サービス見込み量(速報値) ③

※ 平成20年12月1日現在の速報値であり、今後変更する場合がある。

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
共同生活援助 共同生活介護	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>665</b>	<b>768</b>	<b>974</b>	-	-	<b>1,451</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	-	-	-	-	-	-
	<b>利用者数(実績/第二期見込み)</b>	<b>685</b>	<b>862</b>	<b>937</b>	<b>1,114</b>	<b>1,257</b>	<b>1,431</b>
	第一期計画との乖離(者)	3%	12%	-4%			-1%
	対前年度比(者)	-	26%	9%	19%	13%	14%
施設入所支援 (旧法入所施設分を含む)	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>2,559</b>	<b>2,588</b>	<b>2,541</b>	-	-	<b>2,313</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	-	-	-	-	-	-
	<b>利用者数(実績/第二期見込み)</b>	<b>2,333</b>	<b>2,370</b>	<b>2,358</b>	<b>2,309</b>	<b>2,269</b>	<b>2,231</b>
	第一期計画との乖離(者)	-9%	-8%	-7%			-4%
	対前年度比(者)	-	2%	-1%	-2%	-2%	-2%
相談支援 (サービス利用計画作成)	<b>第一期計画見込み量</b>	<b>343</b>	<b>423</b>	<b>501</b>	-	-	<b>737</b>
	利用量(実績/第二期見込み)	-	-	-	-	-	-
	<b>利用者数(実績/第二期見込み)</b>	<b>5</b>	<b>11</b>	<b>16</b>	<b>128</b>	<b>162</b>	<b>209</b>
	第一期計画との乖離(者)	-99%	-97%	-97%			-72%
	対前年度比(者)	-	120%	45%	700%	27%	29%

各年度の実績は、障害者自立支援状況報告のサービス提供月に基づき平均値を作成したものであり、平成18年度は10月分から19年3月分まで、平成20年度は4月分から6月分までを対象とした。

なお、自立訓練(生活訓練)には宿泊型自立訓練を、就労移行支援には就労移行支援(養成型)を、施設入所支援には旧法入所施設分として通勤寮を含む。



## 事業者の指定方針について

---

- 障害者自立支援法(以下「法」という。)に規定のある指定しない取扱の対象となるサービス
- 障害者支援施設(法第38条第2項)
- 栃木県障害福祉計画において定める必要入所定員総数に達しているか、それを超えることになると認められる場合に、指定しないことができることとする。
- 生活介護、就労継続支援B型(法第36条第2項及び4項)(法施行規則第34条の20)
- 栃木県障害福祉計画で目標値として定める「生活介護」「就労継続支援B型」それぞれの見込量を超える場合は、指定しないことができることとする。



# 栃木県障害福祉計画(第一期計画)における 指定方針

---

## 1 障害者支援施設(入所施設)

- ① 入所施設の新設又は利用定員の増加については認めない。
- ② 利用定員が30人施設については、定員の削減を求めない。

## 2 特定障害福祉サービス(生活介護または就労継続支援B型)

- ① 目標値を超えたときは、移行計画にない新規の申請は認めない。
- ② 目標値を超えていても移行計画の範囲内については認める。



# 栃木県障害福祉計画(第二期計画)における 指定方針

---

## 1 障害者支援施設(入所施設)

- ① 入所施設の新設又は利用定員の増加については認めない。
- ② 利用定員が30人施設については、定員の削減を求めない。

## 2 特定障害福祉サービス(生活介護または就労継続支援B型)

事業実施の必要性、当該地域の特異性、事業継続の確実性等を総合的に審査し、公正に判断することとする。

# 指定方針の比較

## 栃木県障害福祉計画(第一期計画) における指定方針

- 1 障害者支援施設(入所施設)
  - ① 入所施設の新設又は利用定員の増加については認めない。
  - ② 利用定員が30人施設については、定員の削減を求めない。
  
- 2 特定障害福祉サービス(生活介護または就労継続支援B型)
  - ① 目標値を超えたときは、移行計画にない新規の申請は認めない。
  - ② 目標値を超えていても移行計画の範囲内については認める。

## 栃木県障害福祉計画(第二期計画) における指定方針

- 1 障害者支援施設(入所施設)
  - ① 入所施設の新設又は利用定員の増加については認めない。
  - ② 利用定員が30人施設については、定員の削減を求めない。
  
- 2 特定障害福祉サービス(生活介護または就労継続支援B型)

事業実施の必要性、当該地域の特異性、事業継続の確実性等を総合的に審査し、公正に判断することとする。

# 実地指導時の留意点について

# 実地指導時の留意点について①

## 1 利用契約書、重要事項説明書

- ・日付、利用者等の署名・捺印の漏れ
- ・支給決定期間を超える契約期間の設定

## 2 施設内の掲示

- ・重要事項の不掲示、新体系事業移行前のものの掲示
- ・第三者委員の氏名や連絡先

## 実地指導時の留意点について②

### 3 工賃関係

- 工賃規程等の整備
- 工賃の分配方法

### 4 預り金関係

- 預り金取扱規程の整備、利用者からの委任状
- 預金通帳と印鑑の管理責任者、場所

### 5 個別支援計画関係

- 利用者からの文書での同意
- 6(3)ヶ月に1回以上の計画の見直し
- モニタリングの結果の記録

## 実地指導時の留意点について③

### 6 その他

- 利用者に支払いを求める経費について、書面による説明
- 食事の原材料等の保管・管理方法
- 医務室、静養室内の整理
- 薬品等の安全管理の徹底
- 流し台等における共用タオル等の設置  
(感染症予防対策)

# 感染症等の予防対策の徹底について

- 1 インフルエンザ対策について
- 2 ノロウィルス対策について

## インフルエンザ対策について①

### 主な症状等

- ・頭痛、38℃以上の高熱、のどの痛みや咳、関節痛、筋肉痛など
- ・例年12月頃から3月まで続く

### 予防対策

- ・シーズン前のワクチン接種
- ・うがいや手洗いの徹底
- ・十分な食事や休養
- ・人ごみや繁華街への外出を避ける

## インフルエンザ対策について②

### 感染後の対策

- ・医療機関等への早期の相談、受診
- ・十分な休養、水分の補給
- ・咳エチケットの励行

### ※咳エチケットとは

- ・咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1 m以上離す
- ・鼻汁・痰などを含んだティッシュをすぐに捨てられる蓋付きのごみ箱の設置
- ・マスクの着用、咳をしている人にマスクの着用を促す

## ノロウイルス対策について①

### 主な症状等

- ・感染後1～2日で発症
- ・吐き気や嘔吐、腹痛、下痢が1～3日間続く
- ・治ってからも2週間は便に少量のウイルスを排出

### 感染の特徴

- ・少量、何度でも感染し、発症率高い
- ・主に食品を通じて感染

## ノロウィルス対策について②

### 主な感染源

- ・感染者の便や吐しゃ物
- ・非加熱食品、カキなどの2枚貝
- ・施設や家庭での飛沫感染

### 予防対策

- ・手洗い、うがいの徹底
- ・食品担当者は特に注意が必要
- ・感染者の衛生管理
- ・便や吐しゃ物の衛生的な処理

(まとめ)

## 施設における感染症予防対策

- 施設利用者の定期的な健康管理
- 手洗いの実施、徹底
- 排泄物等の衛生的な処理
- 職員の健康管理
- 感染症等患者の多数発生時の早期対応

## 参考

- 厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センター  
ホームページ  
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 栃木県ホームページ  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/welfare/hoken-eisei/kansen/>



# 『グループホーム・ケアホーム整備推進事業』 事務処理スケジュール①〔交付の申請〕

---

「障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領」第6条(交付の申請)に基づき、以下の書類を、障害福祉課施設福祉担当まで各1部提出する。

## 【提出すべき申請書の名称】

障害者自立支援特別対策事業費補助金交付申請書(別記様式第2)

## 【添付書類】

- ① 障害者自立支援特別対策事業費補助金所要額調書(別紙1)
- ② 障害者自立支援特別対策事業計画書(別紙2)
- ③ 歳入歳出予算(見込)書抄本(任意様式)
- ④ グループホーム・ケアホームの運営規程
- ⑤ 事業者と貸主との賃貸借契約書の写し
- ⑥ 敷金等の支払い証明書又は敷金等に係る領収書の写し

## 【提出期限】

平成21年1月9日(金)

→→ 県から各事業者あて交付決定通知を送付(1月中)



# 『グループホーム・ケアホーム整備推進事業』 事務処理スケジュール②〔実績報告〕

---

「障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領」第11条(実績報告)に基づき、以下の書類を、障害福祉課施設福祉担当まで各1部ずつ提出する。

## 【提出すべき報告書の名称】

障害者自立支援特別対策事業費補助金実績報告書(別記様式第5)

## 【添付書類】

- ① 障害者自立支援特別対策事業費補助金精算書(別紙1)
- ② 障害者自立支援特別対策事業実施状況調(別紙2)
- ③ 収支決算書抄本(任意様式)

## 【提出期限】

※ 交付決定時に指示予定 →→ 県から各事業者あて額の確定通知を送付



# 『グループホーム・ケアホーム整備推進事業』 事務処理スケジュール③〔補助金請求〕

---

「障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領」第12条(補助金の請求)に基づき、以下の書類を、障害福祉課施設福祉担当まで各1部ずつ提出する。

**【提出すべき報告書の名称】**

障害者自立支援特別対策事業費補助金交付請求書(別記様式第6)

**【添付書類】**

- ① 確定通知書の写し
- ② 債権者登録申出書

**【提出期限】**

※ 交付決定時に指示予定 →→ 債権者登録申出された口座に振込